

第1回 枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会 次第

日時：令和4年4月23日（土）午後2時～

1. 会長、副会長の選出について
2. 開校式、創立記念日について
3. 卒業記念制作作品等の公開について
4. その他（報告事項）
令和3年度の取り組みについて

枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会設置規約

(設置)

第1条 枚方市立禁野小学校の新しい学校施設の整備にかかる新しい学校づくりの諸課題への対応を円滑に進めるため、枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 協議会では、次の各号に掲げる事項（以下「所管事項」という。）について、協議・連絡調整を行う。

- (1) 新校舎の施設、設備、備品等に関する事
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関する事

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者で構成し、委員は教育長が依頼または指名する。

- (1) 枚方市立禁野小学校の地域を代表する者
- (2) 枚方市立禁野小学校の児童の保護者を代表する者
- (3) 枚方市立禁野小学校の教職員を代表する者
- (4) 枚方市教育委員会事務局の職員を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

(意見の聴取等)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くことができる。

(会議の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 協議会の会長及び副会長は、構成する者の互選によって定める。
- 4 会長は、会議の進行を担当する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長が代行する。
- 6 会議は、原則として公開する。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員及び第4条の規定に基づき協議会の会議に出席した者（以下この条において「委員等」という。）は、会議（所管事項の遂行に伴う活動を含む。）を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員等でなくなったときも、また、同様とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、総合教育部新しい学校推進室が担当する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会設置規約の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会設置規約</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>枚方市立禁野小学校の新しい学校施設の整備にかかる新しい学校づくりの諸課題への対応を円滑に進めるため、枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p>（所管事項）</p> <p>第2条 協議会では、次の各号に掲げる事項（以下「所管事項」という。）について、協議・連絡調整を行う。</p> <p>(1) <u>新校舎の施設、設備、備品等に関すること</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること</u></p> <p>（構成）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者で構成し、委員は教育長が依頼または指名する。</p> <p>(1) <u>枚方市立禁野小学校の地域を代表する者</u></p> <p>(2) <u>枚方市立禁野小学校の児童の保護者を代表する者</u></p> <p>(3) <u>枚方市立禁野小学校の教職員を代表する者</u></p>	<p><u>枚方市新しい学校づくり協議会設置規約</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>高陵小学校及び中宮北小学校を統合する新しい学校づくりにかかる諸課題への対応を円滑に進めるため、枚方市新しい学校づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p>（所管事項）</p> <p>第2条 協議会では、次の各号に掲げる事項（以下「所管事項」という。）について、協議・連絡調整を行う。</p> <p>(1) <u>学校名称、校歌、校章等について</u></p> <p>(2) <u>学校運営及び教育計画について</u></p> <p>(3) <u>通学路及び通学方法について</u></p> <p>(4) <u>P T A組織について</u></p> <p>(5) <u>学校施設、設備、備品等について</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、統合に関し教育長が必要と認める事項に関すること</u></p> <p>（構成）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者で構成し、委員は教育長が依頼または指名する。</p> <p>(1) <u>高陵小学校及び中宮北小学校の地域を代表する者</u></p> <p>(2) <u>高陵小学校及び中宮北小学校の児童の保護者を代表する者</u></p> <p>(3) <u>高陵小学校及び中宮北小学校の教職員を代表する者</u></p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>(4) <u>枚方市教育委員会事務局の職員を代表する者</u></p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者 (意見の聴取等)</p> <p>(略)</p> <p>この規約は、<u>令和4年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>(4) <u>総合教育部新しい学校推進室長及び学校教育部学校教育室長</u></p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者 (意見の聴取等)</p> <p>(略)</p> <p>この規約は、<u>令和3年4月1日</u>から施行する。</p>

枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会 委員名簿

役 職	氏 名
高陵校区コミュニティ協議会会長	森 崇
中宮北校区コミュニティ協議会会長	森田 吉彦
枚方市立禁野小学校 P T A 会長	奥野 直充
枚方市立禁野小学校校長	新保 喜和
枚方市教育委員会総合教育部新しい学校推進室長	山下 功
枚方市教育委員会学校教育部次長兼学校教育室長	鴨田 慎司
枚方市都市整備部次長兼施設整備室長 (※該当案件のみ)	中村 克俊

事務局：新しい学校推進室

枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会の概要（案）

資料 1-4

枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会

情報発信

保護者、地域住民等

禁野小学校の新しい学校づくりに向けて、新校舎の施設・設備・備品等に関する諸課題への対応策について協議・連絡調整を行う。

委員

- ・ 地域からの代表（校区コミュニティ協議会会長など）
- ・ 保護者からの代表（PTA会長など）
- ・ 学校からの代表（校長など）
- ・ 教育委員会からの代表（新しい学校推進室長、学校教育部次長兼学校教育室長）
- ・ その他教育長が適当と認めるもの（都市整備部次長兼施設整備室長）※該当案件のみ

事務局

枚方市教育委員会事務局 新しい学校推進室

枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会 令和4年度 開催予定表 (案)

開催回	日 程	場 所	備 考
第 1 回	令和 4 年 4 月 23 日 (土) 午後 2 時～	禁野小学校 (図工室)	第 4 土曜日
第 2 回	令和 4 年 5 月 28 日 (土) 午前 10 時～	禁野小学校	第 4 土曜日
第 3 回	令和 4 年 6 月 25 日 (土) 午前 10 時～	禁野小学校	第 4 土曜日
第 4 回	令和 4 年 7 月 23 日 (土) 午前 10 時～	禁野小学校	第 4 土曜日
第 5 回	令和 4 年 8 月 27 日 (土) 午前 10 時～	禁野小学校	第 4 土曜日
第 6 回	令和 4 年 9 月 24 日 (土) 午前 10 時～	禁野小学校	第 4 土曜日
第 7 回	令和 4 年 10 月 22 日 (土) 午前 10 時～	禁野小学校	第 4 土曜日
第 8 回	令和 4 年 11 月 26 日 (土) 午前 10 時～	禁野小学校	第 4 土曜日
第 9 回	令和 4 年 12 月 17 日 (土) 午前 10 時～	禁野小学校	第 3 土曜日
第 10 回	令和 5 年 1 月 28 日 (土) 午前 10 時～	禁野小学校	第 4 土曜日
第 11 回	令和 5 年 2 月 25 日 (土) 午前 10 時～	禁野小学校	第 4 土曜日
第 12 回	令和 5 年 3 月 18 日 (土) 午前 10 時～	禁野小学校	第 3 土曜日

※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、リモートでの開催になる場合があります。

事例：大阪府内に緊急事態宣言発令、大阪府内にまん延防止等重点措置が発令等

※協議案件、報告案件がない場合は、開催を見送ることがあります。

■禁野小西門・防犯灯設置、防犯カメラ移設



■学校銘板、一文字幕、袖幕、校旗設置



■通学路路面標示施工・修繕

